

福祉資金 福祉費② 技能習得費

▶ 技能習得に必要な経費 及び その期間中の生計を維持するために必要な経費

1. 貸付条件

技能習得期間	貸付限度額 (※1、※2)	償還期間	据置期間
6ヶ月程度	1,300,000円	8年以内	6ヶ月以内 (当該学校を卒業 若しくは退学した翌月から起算、 ただし自動車学校等は、送金月の 翌月から起算)
1年程度	2,200,000円	10年以内	
2年程度	4,000,000円	12年以内	
3年以内	5,800,000円	15年以内	

○借受人：技能を習得する者

○連帯借受人：技能を習得する者の属する世帯の生計中心者(世帯主)

○連帯保証人：原則1名

○貸付利子：無利子(生計中心者が連帯借受人とならない場合、連帯保証人がいない場合は年1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍が記載された住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	在学証明等、知識・技能を習得する施設(学校)の入所又は入所見込証明書	
	技能習得期間が記載されたもの	入学案内・学校案内等
	技能習得にかかる見積書	見積年月日の記載されたもの
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 貸付金は、千円単位で申込む。必要月額×必要月数を計算して申込む。

※2 支度に要する費用は、貸付限度額の範囲内において500,000円まで(千円単位)。

※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。